

入札監理小委員会
第683回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第683回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和5年4月26日（水）16：48～17：57

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会
2. 事業評価（案）の審議
 - 書面による手続のデータエントリー業務一式（特許庁）
 - 国際出願に関する書面等のデータエントリー業務一式（特許庁）
3. 閉会

<出席者>

中川主査、浅羽副主査、辻副主査、生島専門委員、尾花専門委員、川澤専門委員

（特許庁）

審査業務部出願課 課長 高橋 憲夫

審査業務部出願課 総括班長 矢野 剛史

審査業務部出願課国際出願室 室長 高橋 直彦

審査業務部出願課国際出願室 企画調査班長 荻野 香理

審査業務部出願課国際出願室 企画調査係 河野 迅汰

（事務局）

岡本事務局長、長瀬参事官

(特許庁入室)

○中川主査 それでは、ただいまから第683回入札監理小委員会を開催いたします。書面による手続のデータエントリー業務一式と、国際出願に関する書面等のデータエントリー業務一式の審議を行いたいと思います。同事業は同じ特許庁の事業であり、共通する部分も多いと判断いたしまして、同時に審議を行います。

それでは、特許庁審査業務部出願課、高橋課長、国際出願室、高橋室長より実施状況について御説明をお願いいたします。なお、御説明は2事業を20分程度でお願いいたします。

○高橋課長 特許庁出願課高橋と申します。本日はよろしくをお願いいたします。

早速ではございますが、まず書面による手続のデータエントリー業務の実施状況について御説明したいと思います。資料でございますが、資料1-1を御覧いただければと思います。

それでは、1ページ目、Iの事業の概要を御参照いただければと思います。昨年1月にも本事業の契約変更の御審議をいただいたときにも御説明しておりまして、繰り返しになり恐縮でございます。簡単に事業の概要を御説明させていただければと思います。

当庁で特許手続につきましては、オンライン出願できるような対応を平成2年12月から開始しております。全ての方々がオンライン手続できるというわけではありませんので、紙での特許出願手続等を許容しているところでございます。その紙で提出された出願書類を電子化する必要がございますので、ここに記載がございます特例法に基づきまして、適切に電子化作業を行うということでございます。この電子化作業につきまして、公正、確実、迅速な処理に加えまして、扱う内容が特許の未公開情報を扱っているというところもありますので、このような点が重要な観点になっているところでございます。また、電子化された内容は提出された書面の内容と同一でなければならないということで、後述いたしますが、結果の誤りについて10のマイナス6乗という厳格な誤り率を課しているところでございます。

足元の状況でございます。商標を除く手続に関しましては、約90%の後半台がオンラインで手続をされているところでございます。商標に関しましては、約85%がオンライン手続となっております。特に商標の場合は個人及び中小企業の方々等のような手続に不慣れな方につきましては依然として紙で手続をされておりますので、提出された書面につきまして、電子化（データエントリー）を行うという業務を担っていただいているところ

でございます。

また、本電子化業務でございますが、一定の専門知識と相当の設備が必要となり、業務については定型的、機械的なものでございますので、外部機関を活用して対応しているところでございます。

また、本事業につきましては、私どもが定めております電子化規準書というものがございますので、その基準にのっとり電子化するという業務でございます。

以上が業務の内容でございます。

2ポツの契約の期間でございますが、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5か年としております。最初の令和2年度は事業開始までの準備期間として設定しております。事業自体は令和3年度から4年間でございます。

3ポツの事業者でございますが、一般財団法人工業所有権電子情報化センター、略称PAPCと申しますが、こちらが受けているところでございます。

2ページ目、事業者決定の経緯でございます。市場化テスト導入前は、特許と実用新案、意匠、商標の4本を合わせて、国内出願の手続として一つの契約でありましたが、導入に当たりまして、新規事業者の参入を促すため、特許と実用新案、意匠と商標ということで2本の契約に分けて調達をしております。

まず、特許・実用新案の業者決定の経緯でございますが、総合評価落札方式によりまして入札を実施いたしました。説明会には6者参加いただきました。結果的には応札者は1者でございました。その1者から提出された提案書につきまして、技術審査委員会で審査をした結果、当該事業者が合格となりまして、その後の開札におきまして、予定価格の範囲内であったため、先ほど御案内したPAPCが落札ということになりました。意匠・商標も特許・実用新案と同様の状況でございます。こちらについてもPAPCが落札となったということでございます。

続きまして、5ポツでございます。こちらの調査期間でございますが、令和3年度と4年度の期間の実績で御説明申し上げます。

続きまして、IIの確保されるべき質の達成状況でございます。2ページ目の下のほうでございます。

先ほど御説明いたしましたデータの精度でございます。電子化規準書で誤り率ということの規定しておりまして、10のマイナス6乗、100万分の1という精度を求めているところでございます。こちらにつきまして、先ほど少し申し上げましたが、特許審査に係

る特許情報の内容という機密性の高いデータの性格がございますので、このような高い精度を求めているところでございます。

3 ページの右の表を御覧いただければと思います。特許・実用新案の数字でございますが、令和3年度、4年度と、それぞれ9万9,141件の発注件数中1文字、4年度が10万706件中2文字、意匠・商標の数字でございますが、これも令和3年、4年と、16万572件中2文字、13万6,662件中1文字という結果でございました。したがって、このような誤り率を越えるような内容ではなかったというところ、またデータの精度を遵守するように定期的にサンプルチェック等を行い、確認を行ってまいりました。

2 ポツの納入スケジュールでございます。出願書類でございますが、特許手続きの入り口の手続きでございますので、ここで作業が遅延してしまうと、特許庁は実施庁目標というものを定めておまして、特許審査に係る期間というところに影響がございますので、定められた納入スケジュールを遵守することが求められているところでございます。

実施状況といたしまして、御覧のとおり、この契約期間中に新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言というものがございました。このため、そのしかるべき対応によりまして生じた調整期間というものを設けておりました。こちらにつきましては通常より最大4日程度の遅れまで許容したところでございましたが、こちらの調整期間も含めた形で納期というものは遵守できたところでございます。

3 ポツの秘密を適正に取り扱うために必要な措置でございます。本事業を実施する上で知り得た個人情報、特に重要なのは、特許情報ですから未公開な状態であります。この機密事項の取扱いにつきましては、こちらの請負業者は必要な措置を講じて情報漏えい等を生じないようにするというところでございます。

実施状況としましては、先ほど申し上げたPAPCは平成29年1月にISO27001の認証を取得しております。

具体的なセキュリティー対策といたしましては、生体認証（指静脈認証）によるPCへのログインであるとか、それによるなりすましの防止、及び、内部情報を移動する場合はログを蓄積して管理するほか、リムーバルメディアへの情報の書き出しは禁止するような措置をするということで、情報漏えいの抑止をしているところでございます。また、先ほど申し上げたISOの認証につきまして、本年1月に更新を実施しているところでございます。

続きまして、6 ページ目、Ⅲの実施経費の状況及び評価でございます。特許・実用新案

でございますが、こちらは令和3年度が3億218万2,000円、令和4年度が2億8,491万円となっております。

7ページ目の経費削減状況でございます。こちらにつきまして、納入件数が変動するために競争入札前後の経費は単純比較ができませんが、入札前後の経費で申し上げますと、2年全体で3億3,977万3,000円の削減効果があったということが算出されました。

続きまして、意匠・商標でございますが、同じく令和3年度が2億209万7,000円、令和4年度が1億9,387万5,000円でございます。

同じく経費の削減状況でございますが、こちらにつきましては2年間全体で5,032万6,000円の削減効果ということが算出されました。

したがって、8ページ目になりますが、(3)の2つの事業全体では、削減効果として2年間で3億9,009万9,000円、約4億円の削減効果があったところでございます。

IVのヒアリング結果でございますが、入札説明会に参加しました事業者にヒアリングを行ったところ、以下に記載の5点の意見があったところでございます。

まず、特許申請という内容でございますので、専門性の知識が必要である。あとは1年間の準備期間というものを取っていたのですけれども、この期間につきましては収入がない中で費用負担が大きいこと。また、事業者によっては電子化作業自体を海外拠点で行っているところもございまして、条件に合わない。先ほど申し上げた1年間の初期投資、プログラムの開発等に係る経費が大きい。①と関連いたしますけれども、特許に関する事業でございますので、仕様書等に専門用語が多く、ハードルが高い、という意見がございました。

次に、Vのまとめでございます。確保されるべき質につきましては、先ほど申し上げたとおり、目標を達成しているところでございます。また、経費の削減効果につきましても、単年度当たりで約1.9億円程度の削減が図られ、効率的な業務運営ができたものと認識しているところでございます。

VIの今後について、でございます。9ページ目でございますが、今回、市場化テストの2期目ということもありまして、1期目に比べまして、対応したものとしましては、ここに記載しておりますが、入札の公告期間を長くしたり、説明会を2回実施したり、あとは登録情報処理機関につきましても別途説明会を実施し、さらには評価基準の見直し、ここに記載がございまして、ワーク・ライフ・バランスに関する項目を追加したりということ

をしております。また、共同事業体でも入札できるように改善策を講じたところでございますが、結果的には1者となってしまったところでございます。

先ほど申し上げましたが、説明会参加者へのヒアリング結果のとおりでございますが、本事業につきましても特許というところで専門性が高く、また私ども今後、特許の手續等、一層のDX化（デジタル化）を進めていく中で、事業規模がシュリンクして、今後大きくなるのが想定できないところもありますので、そのようなリスクを負った中で、事業参加までには至らなかったと認めているところでございます。

以上のとおりでございますが、本業務の特殊性を踏まえますと、市場化テストの実施だけでは実施状況のさらなる改善が見込まれない事業に該当するものというふうに私どもは考えているところでございます。

本事業につきましては、市場化テストを終了させていただき、今後は私どもの責任におきまして事業を実施するというにしたいと考えております。今後も、公共サービスの質の向上とコストの削減を図る努力はしてまいり所存でございます。新たに、また事業者が参加できるように、引き続きデータエントリー関係団体への説明会を実施する等、あらゆる工夫をしていきたいと考えております。また、こちらにつきましても、同様に複数年度の事業として実施するというのを考えているところでございます。また、経済産業省内に契約等評価監視委員会という組織もございますので、引き続き、契約につきましては内部での契約の評価も受けつつ対応してまいりたいと考えているところでございます。

簡単ではございますが、以上でございます。

では、引き続き説明を継続させていただきます。よろしくお願いいたします。

○高橋室長 続きまして、国際出願室長の同じく高橋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうから、国際出願に関する書面等のデータエントリー業務（受理官庁）及び（指定官庁）の実施状況について説明させていただきます。

まず、資料2-1に入る前に、資料B-2がございまして、先にそれを見ていただければと思います。

国際出願に関しましては、国内と違いまして手續が複雑なところがございまして。基本的に各国で権利をとる場合は、それぞれの国に出願して権利を取るという流れの中で、特許協力条約というものがあり、同時に各国に出願をするという仕組みがございまして。その場合、国際機関である世界知的所有権機関（WIPO）がございまして、そこが各国から

の出願書類を受け付けて、それをさらに各国にお送りするという流れになっており、国際出願を受け付ける窓口官庁のことを受理官庁といいます。一方、国際機関から書類等を送って、各国それぞれ国内で権利を取るという窓口を行っているのが指定官庁という役割になっています。そういう意味で申請者である出願人からの書類を電子化するという流れと、国際機関から日本の場合は特許庁に届いた書類を電子化し、国内で審査等に使うという流れになっているということで、受理官庁、指定官庁という形でそれぞれ業務を行っているところでございます。

では、資料2-1に戻らせていただきまして、業務内容でございます。1につきまして国内のほうと同じでございます。流れとしては電子化をするというところでございますので、省略させていただきます。

あと、2ポツ、3ポツにつきましても同様でございます。

4ポツの事業者決定の経緯でございますが、こちらにつきましても国内と同様でございます。入札説明会では6者の参加がございまして、応札者は1者ということでございます。

次に2ページに移りまして、5ポツの調査の期間につきましても同様でございます。

IIの1の確保されるべき質の達成状況のデータ精度でございます。これにつきましては右の表を見ていただければと思いますが、受理官庁につきましては、納入件数は御覧のとおり、指定官庁については御覧のとおりとなっております。その中で、10のマイナス6乗という電子化誤り率の基準につきましては、令和3年度は9万2,276件中ございませんでした。令和4年度につきましては、10万8,251件中1文字ございました。指定官庁につきましては、令和3年度81万248件中は誤りなく、4年度につきましても84万481件中、誤りはございませんでした。そのようなデータ精度で、非常に精度よくやっただいていただいているところでございます。

納入スケジュールにつきましても、国内と同じでございますが、それぞれ幾つか各書類がございまして、3ページでございますが、これらはそれぞれの書類の期限に応じて、納期に合わせた形で納品をしていただいているところでございます。

3ポツにつきましては、国内、先ほどの説明と同様でございますので、省略させていただきます。

IIIの1でございます。実施経費の状況及び評価の実施に要した経費でございますが、受理官庁につきましては、ここに書いてあるとおり、令和3年度は納品件数9万2,276件

に対して、合計金額は1億1,400万円程度、令和4年度につきましては10万8,251件に対して、1億1,300万円程度ということでございます。

経費削減状況につきましては、これも国内と同様でございますが、あくまで各変動費等がございますので、単純に比較はできないということでございますが、調達仕様書に記載されている発注予定件数を比較いたしますと、平成28年度の単価等で計算して、2億7,700万円程度（2年間）でございますが、これは令和3年、4年においては2億2,300万円程度ということで、単年度で2,700万円程度の経費の削減が算出されました。同様に、指定官庁につきましては、令和3年度については納品件数81万248件に対して2億5,100万円程度、令和4年度につきましては納品件数84万481件に対して2億5,700万円程度という形で算出をさせていただいております。

それに対して、6ページになりますが、経費削減状況につきましては、同様に28年度の単価等を使用した場合での計算をいたしますと5億5,400万円程度（2年間）ということございまして、これが令和3年度、4年度を合わせた額ですと4億8,700万円程度ということで、2年間で6,700万円程度の削減となっております。

IVのヒアリング結果につきましては、これは国内と同様の理由でございます。

Vの評価のまとめにつきましても国内と同様でございますが、受理官庁、指定官庁を合わせて、単年度当たり6,000万円程度の削減が図られておりまして、効率的な業務運営がなされていると評価できるかと思っております。

VIの今後についてですけれども、これも国内と同様の形で評価ができるかと考えているところでございます。

市場化テストの2期目につきましても、国内と同様のやり方でやらせていただいたところでございます。この結果につきましても、国内の説明と同様でございますので省略をいたしますが、国際関係につきましては出願自体も99%はオンラインということでございます。さらに、国際機関からの書類についても、今後、電子化を大幅に進めるということになっておりますので、将来的にはデータエントリーの件数は減少していくと予想されているところでございます。ここに書かれているとおり、新たに多額の費用を投資して参入するリスクは大きいのではないかとと思われるところでございます。

以上のことから、国内のほうと同様ではございますが、今期をもって市場化テストを終了させていただきたいと思っているところでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○中川主査 ありがとうございます。続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より御説明をお願いいたします。なお、御説明は10分程度をお願いいたします。

○事務局 事務局でございます。それでは、評価（案）のほうを御説明させていただきます。

Iの事業の概要等につきましては、先ほど特許庁から御説明ございましたとおりでございますので、省略させていただきます。

IIの評価でございますが、結論といたしましては、終了プロセスに移行するということとさせていただきますと思っております。

続いてでございますが、評価方法につきましてはでございます。特許庁から提出されました令和3年4月1日から令和5年3月31日までの実施状況についての報告に基づきまして、サービスの質の確保、実施経費、競争性の観点から評価を行いました。

まず、確保されるべき質の達成状況でございますが、これも先ほど特許庁からも御説明ありましたが、データエントリーの誤り率の基準である10のマイナス6乗程度につきましてははるかに良い成績で確保されております。

納入スケジュールにつきましても、適正に業務の質は確保されております。先ほどの御説明にもありましたが、新型コロナウイルス感染症対策によって生じた納期調整もございましたが、特許庁担当者が納入までの期間を変更した場合を除き、定められた納入スケジュールは遵守されております。

また、秘密を適正に取り扱うための必要な措置につきましても、業務の質は確保されておまして、事業者はISO認証につきましても本年1月に更新をしておりますし、具体的なセキュリティー対策といたしましても、指静脈認証の利用によるなりすましの防止でありますとか、内部情報の移動操作をログで管理したり等の情報漏えいを抑止する対策を取っております。

次に、実施経費でございますが、本事業につきましては、変動費と固定費によって支払われておりますが、変動費は、年度によって納入件数が異なりますので、従来経費との単純比較はできないのでございますが、単価と固定費、それから総額の3点につきまして比較をした結果でございます。

単価による比較でございますが、個々の書類によりまして単価が違っておりますので、事業全体を見るということで、書類の単価を合計した数字で比較をさせていただいております。平成28年度、市場化前は申請書の単価合計で6万5,000円ございましたが、

令和3年度は4万8,000円余りに減少しておりますので、対28年度比26%以上の減少となっております。令和4年度につきましては、電子化の手数料が値上げになった関係もございまして、前年の4万8,000円から9,000円程度と大幅に下がっておりますが、これはそういった原因によるものでございます。意匠・商標につきましても、同様の比較をしたところ、単価につきましては75%の減少となっております。

固定費につきまして、実用新案のほうでは約19%の削減効果が認められますが、意匠・商標のほうでは約40%の増加となっております。こちらの原因につきまして、1つ目には、28年度との比較におきまして、28年度は特許・実用新案、意匠・商標、この2つの事業を一つでやっておりましたので、28年度はこれを経費によりまして案分をした数字となっておりますが、案分の割合によりまして、意匠・登録商標のほうが低く出ているということがありまして、その関係もあって少し高めに出来ているのと、あとは平成28年からは、消費税が8%でございましたが、その後10%に引き上げられております。そういった関係もございまして増加となっておりますが、総合的に2つの事業を足し合わせたもので比較しますと、若干下がっている状況でございます。

評価総額の評価でございますが、総額につきまして比較をしたところ、特許実用新案で約36%、意匠・商標で約11%、全体では約28%の削減効果が認められたところでございます。

(4)でございます。競争性改善のための取組といたしまして、特許庁より御紹介ございましたが、市場化テスト導入の実施に当たっての取組といたしましては、契約方法の見直し、事業の分割、それから契約期間の延長、引継ぎ期間・準備期間の延長、準備期間を従来は2週間程度であったのを1年以上としております。そのほか、公告期間の延長ということで2か月間にしております。そのほか、実施要項の内容につきましても、数字、日数など具体的に記載するなどしたほか、説明会等の回数も2回に増やし、登録情報処理機関登録制度に関する説明会を開催するなど、入札者の拡大に努める措置を取ってきたところでございます。

業務の特殊性等につきまして、更なる改善が困難な事情は、次のとおりでございます。

まず、業務の特殊性でございます。具体的な事務処理におきましては、誤り率10のマイナス6乗を要求しなければいけないということでございます。実際には、事業者につきましては10万件（数千万文字あるいは数百万文字）を超えるものに対しまして、1桁台の文字数の誤りという高い精度を維持しているということでございます。

次に、業務の専門性でございますが、受託業者は申請書類に対する書類様式チェックと修正を行うため、特許制度や手続についての理解が不可欠でございます。

3番目が、業務の将来性と見通しでございます。特許庁では、従来から特許出願に係る書類の電子化に取り組んでおりまして、現在では特許出願の99%以上が電子化されておりまして、今後も100%の電子化を目標として、引き続き書類の電子化を推進することから、本事業では一層の電子化が進む中で経費的、人的な初期投資が必要でありまして、事業者にとっては参入リスクのある事業であると認識しております。

評価のまとめでございます。先ほど述べました「(2) 対象公共サービスの実施内容に関する評価」に記載のとおり、業務の実施に当たりまして確保されるべき水準として設定された質につきましては、全ての水準を満たしており、適切に質が確保されていると評価できます。

実施経費につきましても、評価総額につきましては特許・実用新案で約36%、意匠・商標で約11%の削減効果がありました。

他方、市場化テスト前から、今回の評価の対象であります市場化テスト第2期まで、1者応札が継続しております。この点につきましては、競争性改善のための取組を記載のとおり、これまで可能な限りの改善策を講じてきていると認められますが、「(5) 業務の特殊性」に掲げた事情によりまして、現在の受託者以外の事業者で本事業を実施することは困難と考えられます。

なお、本事業の実施期間中に受託事業者への業務改善指示等の措置はなく、法令違反等の行為もございませんでした。また、今後も、経済産業省に設置している外部有識者で構成される契約等評価監理委員会におきましても、事業実施状況のチェックを受けることが想定されております。

今後の方針でございます。本事業につきましては、競争性の確保において課題が見られるものの、市場化テストの実施により、契約期間の複数年化等により経費の削減、サービスの質の維持向上が図られております。他方、本事業はデジタル・ガバメント推進という流れの中で、特許庁は特許出願に係る書類の電子化とその普及に積極的に取り組んでおり、民間事業者による新規参入は困難な状況でございます。

以上のことから、本事業につきましては、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス、運用に関する指針」、II. 1. (2) の基準を満たしているものとして、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することとしたいと思っております。

なお、市場化テスト終了後の事業実施につきましては、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の対象から外れることとなりますが、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた取組をしっかりと継続するほか、これまでの状況を踏まえ、今後もより一層のコスト削減と質の維持向上に努めていくとともに、今後も特許出願業務の電子化推進への取組を一層進め、出願人の利便性向上と業務の効率化に努めていくことを期待したいと考えております。

以上でございます。

国際出願につきましても同様の内容でございまして、経費の削減につきましても受理官庁で約20%、指定官庁で12%の削減効果があったと認められておりまして、質の向上等につきましては先ほど述べたとおりでございます。

今後の方針につきましても、先ほど述べさせていただいた国内の書面による手続のデータエントリー業務と同様の方針で実施をさせていただきたいと考えております。

長くなりましたが、以上でございます。審議のほどよろしくお願いいたします。

○中川主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました当事業の実施状況及び事業の評価（案）について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。

本件につきましてはいろいろ特殊性があって、非常に高いクオリティを保持しつつ、人材の育成が不可欠であって、それで多額の準備資金が必要であるという点はよく分かりました。

念のためお伺いしたいのですけれども、資料1-1の3ページ目を拝見すると、先ほどの高いクオリティの具体的な記述がございまして、電子化誤り率が10のマイナス6乗という形で、100万分の1という数字なのですけれども、まず1点お伺いしたいのが、（1）特許・実用新案という部分の令和4年度を拝見すると、例えば令和4年度は約10万件中2文字と書いてございます。件というのは文字数ではなくて、出願された件数という理解でよろしいでしょうか。

○高橋課長 御質問ありがとうございます。そのとおりでございます。この件数は出願書類のデータエントリーの件数でございますので、データエントリーした文字数を申し上げますと、3年度が6,357万1,974文字で、令和4年度が5,198万7,643文字

でございます。

○辻副主査 分かりました。

続けてお伺いしたいのですが、「サンプルチェックを行い」と書いてあるのですが、今おっしゃった、全部を確認なさっているわけではなくて、一部抽出なさっているという理解でよろしいですか。

○高橋課長 さようでございます。

○辻副主査 そうすると、恐らくサンプルチェックの具体的な運用方法によっては、誤った文字数がもっとたくさん発見されるかもしれないと思ひまして、例えば10万件の出願件数があったときに、大体何件程度無作為で抽出なさっているのか。それから、無作為で抽出なさった出願書類について全部のページを確認なさっているのか、それとも無作為で抽出した1ページだけ確認なさっているのか、この辺り具体的な運用方法について、もしお差しつかえなければ教えてください。

○高橋課長 御質問ありがとうございます。どのような状況で実施しているかについて、この場で回答できる用意をしておりますませんでしたので、どんな方法でやっているか、ページ単位でやっているのか、件数単位でやっているのか、後で総務省を通じて御報告したいと思います。よろしいでしょうか。

○辻副主査 分かりました。よろしく願いいたします。

○高橋課長 ありがとうございます。

○中川主査 ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。浅羽委員、お願いいたします。

○浅羽副主査 私は、本事業につきまして、その将来性について、特許庁でどうお考えかということについてお伺いしたいと思います。

先ほどヒアリング先がこう考えたのではないかといったことで、今後、拡大せずにシュリンクしていくというふうを考えて、なかなか手が挙がらないのではないかといったことが、また総務省の評価でもそうしたコメントがございました。これにつきまして、特許庁としてどのようにお考えになっているのか。一定程度、今後も紙による出願が残って、本事業がそれなりの規模で維持されるとお考えなのか、それともオンライン申請がより進んで、徐々に縮小していくと考えるのか。現在、拝見させていただくと、電子出願サポートなどいろいろとサポートして、電子出願を促進するという試みをなされているようですが、こうしたオンライン申請を特許庁として意図的に強力に進めていって、本事業を極めて短期間に縮小していくというふうにお考えなのか、こういった点について御教示い

ただきたいのですが、いかがでしょうか。

○高橋課長 御質問ありがとうございます。先ほど御説明したとおり、電子出願、オンライン出願というものは平成2年12月に始まり、約30年以上にわたって実施しております。導入当初はオンライン出願率は低く、当時は専用端末を使っており、あまり普及しなかったのですが、その後汎用パソコンでオンライン出願できるように対応することによって大分オンライン出願率も上がってきて、報告したとおり特許・実用新案では約99%、意匠も90%台、ただ商標につきましては、先ほど申し上げたとおり85%というところで、今、若干頭打ちのような状況になっています。

特に商標につきましては、個人及び中小企業の方が出願する件数も多くございます。弁理士の先生を通さずに自分で出願を行うということも多くございますので、その場合は紙で手続を行うという事となり、足下は85%台で、商標については少し頭打ちになっているという状況でございます。

しかしながら、政府全体として、デジタル化を一層推進しておりますので、我々としても将来的には、先ほど総務省からも御説明あったとおり、100%を目指しているところではございます。また継続して普及もしているところでございます。

将来的に引き続き、この割合は若干維持されるのかというふうに思っておりますが、最終形は全てオンラインになれば処理も促進できますので、今後本事業の規模は縮小されるのかということは想定されるかと思っております。

○浅羽副主査 ありがとうございます。

その場合なのですけれども、徐々にということ、一定程度紙は残るかもしれないというお話だったのですが、その際に電子化手数料をどういうふうに位置づけるのかということだと思います。事業規模が縮小していく中で、電子化手数料を上げざるを得ない場面もあろうかと思えます。昨年の4月に電子化手数料を結構上げたということを拝見いたしましたが、こうしたことに結果的にいっていか、あるいは意図的に上げて電子化のメリットを大きくしていくというふうにお考えなのか、それによってこの事業がどうなるかということも大分変わると思うのですが、その点はいかがでしょう。

○高橋課長 昨年、電子化手数料を十数年ぶりに値上げを実施いたしました。今後、件数が減っていく中で政令で定める電子化手数料を見直すという事も想定はできるのかと思っております。それによって、今おっしゃられたように、オンラインのほうに振れば、事業が縮小されることになるかと考えております。

○中川主査 では、次に尾花委員、お願いいたします。

○尾花専門委員 御説明いただきありがとうございました。終了を前提として伺ったのですが、予定価格の算定について、本件、現状どうなされており、今後、1者による入札が想定されると思うのですが、今後、国民に対してより価格の説明ができることが重要になるかと思うのです。今後の方針について教えてください。現状の予定価格の算定方法と、今後どのような工夫をされようとしておられるのかという2点でお願いいたします。

○高橋課長 質問ありがとうございます。予定価格の算定なのですが、契約担当部署であります会計課において予定価格の算定をしているところでございますので、私ども現状どうやって決めているかにつきましては、即答はできかねるところです。

○高橋室長 国際出願室の高橋ですけれども、予定価格的にはそうなのですが、今後私どもとしては入札という形で対応いたしますので、それで入札価格が予定価格を当然、超えていたということであれば落札はできません。そのあたりについては、競争性は担保する形で、今後に対応したいと考えているところでございます。

○尾花専門委員 分かりました。ありがとうございます。

疑問に思いましたのは、過去の実施状況等を拝見いたしますと、常勤職員が11名ずつと必要ということで推移しているのですが、固定費の常勤職員のお金が年代に応じてスムーズに上昇しているのです。このことから、実際に御庁のほうで予定価格の正当性をどのように把握されているのかというのが今後重要になってきていて、常勤職員の年次に応じる給料の上昇をうまくカバーするような固定費の上昇を予定されて、予定価格を算定されるかのように国民は受け取ってしまうような気がいたします。

私の疑問というのは、優良な企業に事業を委託していただくというのはとても素晴らしいことなのですが、その際に価格の正当性について、発注者側がきちんと説明できるような状況であることがとても重要だと思われ、現状、今ウェブサイトで見ると実施要項の実施状況における実施要項の説明だと、常勤職員が同じ人数なのにこれに係る経費が順調に上がってきているのを見ると、本当に御庁のほうで予定価格の中立性、公正性、透明性というのを把握されているのかということについて、何か御説明いただけるようになっていると良いのではないかという気持ちから申し上げた次第です。

また同様に、固定費で、場所の賃料というのも上がっているのです。賃料自体の公正性も御庁は把握されているのだろうか、あとはハードウェアも必要である。その費用も固定費の中に含まれていて、どういう算定をされているのか。最初買ったときに必要なもの

を払っていて、2年目に同じものを使うときにそれをどのように算定されているのか、基本的には分からないので、それが御庁においてうまく説明できる状況で予定価格を算定していただくと良いのではないかという気持ちから申し上げた次第なので、会計課のほうでそういったことが説明できるような状態で予定価格がつくられているというふうにしていただければと思いました。

○高橋課長 ありがとうございます。

○高橋室長 ありがとうございます。

○中川主査 川澤委員、お願いいたします。

○川澤専門委員 説明どうもありがとうございました。先ほど事務局から、A-1の評価(案)の3ページ目の部分で、特許・実用新案については電子化手数料が増額されたので、単価が減少したという御説明があったかと思います。

電子化手数料、先ほどの御説明でも2,400円で2倍ぐらいに何十年ぶりに変更されたということだったのですが、そうしますと、今、実施状況で御報告いただいている経費削減の削減割合というのは、全体の中で何%減という形で計算していただいてないですけれども、それはあくまで単価の減少、つまり申請者側の負担額が増えたので、全体の経費が削減されているだけというふうには考えられないのだろうか。つまり、この評価書の中で、経費削減というと、事業者の努力によって経費が削減されたというふうに読み手としては受け取ったのですけれども、そうではなくて、その一部なのかもしれないですけれども、その一部は申請者側の負担が増加したことによって経費が削減されたと思うので、そのあたりをもう少し丁寧に説明いただいたほうが良いのではないかと思ったのですが、いかがでしょうか。

特許庁のほうの経費削減状況の民間競争入札後の経費というところで、単年度で2年間で経費が削減というふうに書いていただいていると思うのですが、その辺りの表現というのは、申請者側の負担の増加による経費の削減を含むということで補足しなくて良いのだろうかという疑問です。

○高橋課長 御質問ありがとうございます。おっしゃるとおり、令和4年度におきましては電子化手数料の増加によりまして、その分の単価が、我々からお支払いする分がなくなっている部分でございますので、その分は大幅に減っているところでございます。

また、申請書毎に単価等の見直しは行っておりますので、その分の削減幅というものもございますので、正確にお伝えするのであれば、令和4年度のところにつきましては、電

子化手数料が上がった部分については、この程度のインパクトがあったというものを別途お示しするのが良かったのかと思っているところでございます。

○川澤専門委員 分かりました。ありがとうございます。細かい数字というのは難しいのかもしれないのですけれども、そういったものが含まれているということは記載する必要があるのかと思いました。経費の削減割合というのが大きいという印象を持ちましたので。一方で総務省の評価書を見ると、固定費等はそんなに変わっていなかったりするものですから、逆に上がっていたりという部分があるので、その辺りの説明が必要かと思いました。

○高橋課長 ありがとうございます。

○中川主査 ほかに。生島委員、お願いします。

○生島専門委員 御説明ありがとうございます。単価のところを教えていただきたいのですが、単価というのは1件ごとということだと思うのですけれども、これは全ての申請書はページ数は同じなのですか。

○高橋課長 電子化手数料というものはページごとに払っていただくのですけれども、私ども（特許庁）からPAPCにお支払いするものは、1件当たりの単価でございます。

○生島専門委員 1件というのは1ページごとですか。

○高橋課長 1申請書当たりでございます。

○生島専門委員 1申請書当たりで、ページ数は1件ごとに異なるということですか。

○高橋課長 ページは1件ごとに異なりますが、単価は変わりません。また、書類の別によって単価が違っているところでございます。

○生島専門委員 手間としては、1ページずつにかかってくると思うのです。そうするとより正確に見ると、単価として見た場合は1ページごとなのかという感じがしたのですけれども、それほどページ数は大きくは変わらないから、1件で見てもばらつきは出ないということなのでしょうか。

○高橋課長 ページ数が多いものにつきましては、単価が若干ほかのものより高くなっているような単価設定になっている状況でございます。

○生島専門委員 なるほど。申請者の負担が上がったから、業者の負担が減ったということがここに出ていると思うのですけれども、一旦下がって、その後は、例えば意匠のほうだと、むしろ少し上がっていたりするのですけれども、これはページ数ということではなくても、単価については申請者の負担が増えない以上、今後それほど下がっていくものではないと考えてよろしいですか。

あとは川澤委員の質問と重なるのですけれども、電子化手数料の値上げによる単価への影響があるため、本当のところの単価がどれくらい下がったのかが分かりづらいとっていて、本当に下がっているのかということ、今後の努力で下がる余地というのが本当にあるのかというのが少し疑問だったので伺いました。

○高橋課長 市場化テスト前の単価と比較しますと、手持ちの資料で申し上げますが、先ほど申しあげました電子化手数料が上がったもの以外の書類につきましては、平均すると7割程度、単価が下がっているという状況でございます。

○生島専門委員 非常に大きな削減だと思うのですけれども、何がそんなに変わったのですか。これだけ大きな、7割減るってすばらしいことだと思うのですけれども、どのような業者の事業努力によって7割の効果を達成できたのか教えてください。

○高橋課長 市場化テストの導入によって競争性が出まして、先ほど申しあげた、結果的に1者ではあったのですけれども、事業者も単価を下げて、結果的に入札してきたというところがあるのかと思っております。ですから、そこは競争性をもって契約の入札をした結果なのかと考えているところでございます。

○生島専門委員 さっきのページ数に戻ってしまうのですけれども、1件、大体平均的に何ページぐらいなのですか。

○高橋課長 出願書類で申し上げますと、商標はほぼ1ページ、2ページ程度でございますが、特許ですと約10ページであるとか、そのような状況です。

○生島専門委員 10ページぐらいということなのですね。なるほど。そうすると、それだけお伺いすると、特許のほうがページ当たりというか、実際のコストは大分安いという理解になるのですね。10ページに対して9,600円と、1、2ページ7,800円ですね。

1ページ当たりの実際の作業、単価で見ると、1ページに当たる負担というのがあると思うのですけど、単価の出し方が本当なのかと思う部分があるというか、あまり論理的な整合性がないような気がするというか、同じ負担であればページ数が多いほうがコストは上がるのかと思ったりするのだけれども、別にそういうこともなくて、本当に正確に出された単価なのかという気がします。あとすごく単価が下がるというところで、どういうふうに算出しているのだろうという疑問が生じまして、もう少し一般の人から見ても分かりやすい表示の仕方があってもいいのかと思いました。

○中川主査 恐らく生島委員御指摘の部分は、総務省の評価(案)のところの表記かと思

われます。特許庁の御報告書は、先ほど川澤委員から指摘がありました、実際の削減額のうち、申請料の値上げという要因もある旨を明確に示していただくことで、より分かりやすくなるのかと思います。

総務省の評価（案）については、一度こちらの表記、かつ申請書は17種類の単価合計なので、単純な単価ではないかと思うのですけれども、その点も分かりやすく再検討いただくということではいかがですか。

○事務局 単価の定義と申しますか、1ページごとなのかとか、その辺についてもう少し特許庁に確認をいたしまして、分かるような形で表記を変えさせていただきたいと思いません。

○中川主査 ありがとうございます。ほかに御質問、御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

では、皆様、ありがとうございます。審議はここまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 委員の皆様方、様々な御質問、御意見等いただきましてありがとうございます。

順を追って確認をさせていただきますと、辻委員のほうから誤り率のサンプル調査の状況についてと、サンプルチェックの状況について御質問ございまして、これにつきまして、は特許庁のほうから我々を通じて御回答をさせていただきたいと思っております。

尾花委員からの予定価格の算定についての透明性、公平性についての御意見につきましては、特許庁において、今後、しっかり把握していきながら、予定価格を作成していきますと御回答があったと思いますが、それでよろしかったでしょうか。

○尾花専門委員 結構です。ただ、現状、先ほどの御説明では、予定価格をつくって入札にかけますので、大丈夫ですという御説明にとどまっていたので、予定価格こそきちんと把握してくださいという、意見としてお伝えいただけると助かります。

○事務局 特許庁はその点はしっかり、これまでもしっかりやっていると思いますが、これからもしっかりやっていきますということでもよろしいでしょうか。

○高橋課長 はい。

○事務局 ありがとうございます。

川澤委員のほうから、単価の減少について、3年から4年にかけての減少につきまして、手数料の値上げということがあったので、その辺の状況についても実施状況報告なり

評価（案）のほうにもしっかり、割合については難しいのですが、そういった状況も影響しているという書きぶりで記載をすべきだという御意見と認識しています。それでよろしかったでしょうか。

○川澤専門委員 大丈夫です。よろしくお願いします。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、同じ点でございます。生島委員のほうから、同じ単価につきましては1ページ当たりの単価なのか、例えば枚数が増えたらどうなるのか、その辺の単価そのものについて、どういう内容のものなのかという説明がないというところでございますので、その辺、事務局といたしましては特許庁にも内容を確認した上で注記をするとさせていただくという形で、評価書（案）を修正させていただきたいと思いますが、そういったことでよろしかったでしょうか。いかがでしょう。

○生島専門委員 ありがとうございます。

○事務局 事務局もしくは特許庁といたしまして対応すべきものにつきましては、以上だったと認識しておりますが、ほかの委員も含めまして、いかがでございますでしょうか。よろしければそういった形で修正というか、御回答をさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○中川主査 よろしくお願いたします。

それでは、本日の審議を踏まえ、書面による手続のデータエントリー業務一式事業及び国際出願に関する書面等のデータエントリー業務一式事業を終了する方向で監理委員会に報告することといたします。

事業評価の審議は以上となります。本日はありがとうございました。

○高橋課長 ありがとうございました。

(特許庁退室)